

杏林堂クリニック 施設基準 一覧

令和8年6月より

【基本診療料】

情報通信機器を用いた診療に係る基準

●「情報通信機器を用いた診療」に関する研修を受け、厚生局に認められました。いわゆる「オンライン診療」です。なお、規定により初診の場合には向精神薬は処方できませんのでご了承ください。

外来感染対策向上加算

●感染防止対策部門を設置し、研修、巡回等を行っています。また、神奈川県知事より、第二種協定指定医療機関として認定されています。

電子的診療情報連携体制整備加算2

●電子的診療情報連携体制整備について以下の通り対応を行っています。

- ①オンライン請求を行っています。
- ②当院は明細書を無償で交付しております。明細書が不要の場合はお伝え下さい。(発行できる体制に関しての加算のため、明細書を発行しない場合も加算が含まれます。)また原則、領収証、明細書の再発行はいたしかねますので大切に保管してください。
- ③オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ④電子資格確認をして取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
- ⑤マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声掛け・ポスター掲示を行っています。
- ⑥医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示しています。
- ⑦「電子処方箋管理サービスの運用について」に基づく電子処方箋を発行する体制(一部)及び調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制。

【特掲診療料】

糖尿病合併症管理料

●当院看護師が、糖尿病合併症による足病変の研修を受け、認定されています。糖尿病足病変ハイリスク要因を有する患者様に対し、評価、指導、処置等を行います。

二次性骨折予防継続管理料3

●骨粗鬆症の治療による二次性骨折の予防を推進する観点から、骨粗鬆症を有する大腿骨近位部骨折患者に対して早期から必要な治療をガイドラインに沿って実施した場合について算定が認められたものです。

別添1の「第9」の1の(2)のアに規定する在宅療養支援診療所 (連携型機能強化型ア)

●当院は、他の医療機関と地域における在宅療養の支援に係る連携体制を構築しています。また、定められた実績基準(常勤医師の人数、緊急往診・看取りの実績、往診体制など)を満たしています。

在宅療養実績加算1

●緊急の往診、看取りに十分な実績を有する医療機関として認められました。

在宅医療DX情報活用加算

●在宅医療DX情報活用加算について以下の通り対応を行っています。

- ①オンライン請求を行っています。
- ②オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ③居宅同意取得型のオンライン資格確認システムを活用し、医師が患者の診療情報等を取得・活用できる体制です。
- ④「電子処方箋管理サービスの運用について」に基づく電子処方箋を発行する体制(一部)及び調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制。
- ⑤現在未対応
- ⑥医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示しています。
- ⑦医療DX推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等についてのウェブサイトへの掲載を行っています。

がん治療連携指導料

●がんに関して、小田原市立病院と地域連携診療計画に基づいた治療を行っています。

がん性疼痛緩和指導管理料

●がん性疼痛の症状緩和を目的として麻薬を投与する際の指導管理料です。

在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料

●在宅および施設で療養を行っている患者様に対して訪問診療、往診、医学管理を行っており、その評価として認められました。在宅で療養されている患者様の急変時には、外来診療を中断して緊急往診をすることがあります。ご了承ください。

在宅時医学総合管理料の注16(施設入居時等医学総合管理料の注5の規定により準用する場合を含む。)に規定する基準

●上記の基準を満たしています。

在宅がん医療総合診療料

●在宅で終末期のがん治療を行っている方に対する評価として認められました。患者様の急変時には、外来診療を中断して緊急往診をすることがあります。ご了承ください。

持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合)及び皮下連続式グルコース測定

●糖尿病治療中の患者様で、特に必要な方に対する、間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器の使用が認められました。

CT撮影及びMRI撮影

●当院では、16列のCTスキャンを使用しています。

脳血管疾患等リハビリテーション料(2)

●脳血管疾患の患者様に対するリハビリテーションで(2)の基準を満たし、認められたものです。

運動器リハビリテーション料(1)

●運動器疾患の患者様に対するリハビリテーションで(1)の基準を満たし、認められたものです。

外来・在宅ベースアップ評価料(1)

●医療従事者の労働環境の改善を目的としたものです。職員の賃金改善に関し、計画、実績を厚生労働省に報告することで認められたものです。

持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算

●CPAP療法の患者についてのモニタリング、CPAP療法の指導管理に関する基準を満たしています。

在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算

●在宅で持続陽圧呼吸療法(CPAP)を行っている睡眠時無呼吸症候群等の患者に対して、情報通信機器等を使用し遠隔での指導管理を行った場合に算定が認められました。

【その他】

一般名処方加算

●当院では、医薬品の供給状況等を鑑み、一般名での処方を基本としています。なお、患者様の体調により、先発医薬品で処方し「変更不可」とすることもあります。

生活習慣病管理料Ⅱ

●糖尿病、高血圧症、脂質異常症を治療中の方に計画書を作成し、同意を頂いております。診療中に医師がお話したことを書面で交付することにより、より分かりやすくなってまいります。28日以上長期投与、リフィル処方箋の対応も可能ですので、担当医とご相談ください。